

令和 5 年 11 月 2 日

京都大学複合原子力科学研究所

## 震源を特定せず策定する地震動(スペクトル)の規制導入の経過措置に係る意見

試験炉規則の解釈の一部改正(令和 3 年 4 月 21 日)を受け、研究用原子炉(KUR)の基準地震動に関し、標準応答スペクトルによる評価を行う方針及び方針に基づいた評価結果を記載した設置変更承認申請書を令和 3 年 12 月 14 日に原子力規制委員会に申請した。その後、補正申請(令和 5 年 2 月 10 日、令和 5 年 3 月 24 日、令和 5 年 4 月 13 日)を行い、令和 5 年 6 月 22 日付けで承認された。結果として特定せず策定する基準地震動として、Ss-10 が新たに追加された。

今後、研究所としては、S クラスの施設・設備の Ss-10 に対する耐震安全性を新規規制基準対応時におけるそれぞれの施設・設備の評価手法等を参照しつつ確認し、工事を伴わない設工認として申請する予定である。時期としては令和 6 年 5 月ごろを想定している。

なお、研究所としては、策定された Ss-10 に基づく原子炉建屋入力地震動に対する原子炉建屋(耐震 B クラス)の地震応答解析を行い、内包される S クラス施設・設備の耐震安全性についても新規規制基準時の評価手法等を参考に確認し、耐震安全性に対して暫定的な結果を得ている。その結果から、今回追加された Ss-10 による影響は限定的であり、施設・設備に補強等(工事)が必要となることはないと考えており、この暫定的な結果については規制庁との面談において既に説明済みである。以上から、今後の規制対応として想定される項目と必要な期間を以下に示す。

工事を伴わない設工認申請として、

- 1) 原子炉建屋入力地震動に対する原子炉建屋の安全性評価(S クラスへの波及的影響の観点から)
- 2) 原子炉建屋内に設置された S クラスの施設・設備の耐震安全性評価
- 3) 1)と 2)合わせて今後の詳細な評価及び設工認申請書の作成に必要な期間は 6 か月程度

なお、今回の変更申請が耐震安全に係る内容で、地元関係機関の強い関心もあり、今後の設工認申請対応については、今回の経過措置の結果に拘わらず、上記のように迅速に進めたいと考えている。